

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

薬剤情報提供料2について質問があります。同一月内に受け付けた2枚の処方せんのうち、1回目は先発品(A)が処方されましたが、2回目は同一成分の後発品(A')が処方されていました(例1)。このような場合、薬剤情報提供料2を算定できると解釈して構いませんか。また、1回目以後発品(A')が処方され、2回目に1回目とは別の後発品(A'')が処方された場合(例2)はどうでしょうか。(匿名希望)

<処方例>

	← 同一月内 →	
	受付1回目	受付2回目
例1	先発医薬品A	→ 後発医薬品A'
例2	後発医薬品A'	→ 後発医薬品A''

A1

例1と例2は、どちらも薬剤情報提供料2を算定できるものと解釈します。

薬剤情報提供料2は、1回の処方せん受付において、調剤を行ったすべての薬剤の名称をはじめ、用法・用量、効能・効果、副作用・相互作用などに関する主な情報を、保険薬剤師が作成した文書(またはこれに準ずるもの)により患者へ提供した場合に算定するものです。保険請求については、月1回に限り算定することが認められてい

ますが、処方内容の変更が行われた場合には、その都度算定することができます。

ここでいう処方内容の変更とは、厚生労働省通知(2004年2月27日、保医発第0227001号)で示されているように、「類似する効能・効果を有する薬剤への変更の場合」は該当しますが、「薬剤の処方日数のみの変更の場合」は該当しません。ご質問の先発医薬品から後発医薬品への処方変更(例1)については、同一成分の医薬品への変更であって、前述のような「類似する効能・効果を有する薬剤への変更」というわけではありません。そのため、薬剤情報の提供については、医薬品の名称を除き、結果的に先発医薬品に関するものと同じような内容にならざるを得ないかもしれません。しかし患者にとっては、異なる製薬企業の異なる名称の医薬品です。すなわち、同一成分の医薬品であっても、別の医薬品に関する情報を新たに提供していることとなりますので、厚生労働省の解釈通知で示されている処方変更には十分該当するものと解釈できます。したがって、薬剤情報提供料2は算定できるものと判断します。

また、後発医薬品から別の後発医薬品への処方変更(例2)についても、前述のケースと同じく、別の医薬品に関する情報を新たに提供していることとなりますので、同様に薬剤情報提供料2を算定できるものと解釈します。

Q
&
A

Q2 2005年11月号の本欄で、「代替調剤可」などと記載されている処方せんの法的解釈について説明がありました。そのように指示されている処方せんは、一般名処方と同等とみなしても問題ないでしょうか。また、そのような処方せんにおいて、患者と相談したうえで後発医薬品を調剤した場合には、医薬品品質情報提供料および後発医薬品調剤加算を算定しても構わないでしょうか。
(匿名希望)

A2 保険請求上、一般名処方と同等とみなして構わないものと解釈します。

処方せんに、「代替調剤可」などと記載されている場合の解釈については、現行制度上、何ら問題がないことは以前ご説明した通りです(本誌2005年11月号63ページ, Q1)。そのような指示のある処方せんについては、患者の治療上の選択肢を広げるという観点からも、一般名で処方されているものと意味合いは同じであることか

ら、保険請求上は一般名処方と同等とみなすことが可能でしょう。

なお、医薬品品質情報提供料は、「受け付けた処方せんに一般名処方が行われている場合」に、後発医薬品に関する主たる情報(一般名, 剤形, 規格, 製剤特性, 備蓄医薬品の一覧, 保険薬局の名称, 保険薬局または保険薬剤師の連絡先など)を、保険薬剤師が作成した文書(薬剤手帳でも可)により交付するとともに、患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合に算定するものです。また、後発医薬品調剤加算は、一般名処方であるか否かに関わらず、後発医薬品を調剤した場合に算定するものです。

したがって、「代替調剤可」などと記載された処方せんについては、前述の通り、「受け付けた処方せんに一般名処方が行われている場合」と同等のものと解釈できることから、後発医薬品に関する情報を文書により提供し、患者と相談のうえで後発医薬品を調剤した場合には、医薬品品質情報提供料ならびに後発医薬品調剤加算を算定できるものと解釈します。

薬剤情報提供料

算定できる?

できない?

